

(別紙3)

令和5年度鳥取県庁インターンシップにおける新型コロナウイルス感染症対策

(令和5年6月26日)

インターンシップにより実習を行う学生は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の当県庁内の体制に基づき、実習期間中は以下事項を遵守くださるようお願いいたします。

マスクの着用について

原則マスクの着用は任意ですが、県民の方と接触する業務においてはマスクの着用をお願いします。

また、上記にかかわらず職場内での感染状況に応じて着用をお願いする場合があります。

ご自身に風邪症状が生じた場合

当該症状がある間はマスクの着用をお願いします。また、明らかに症状が重いとみられる場合は、実習中止等を判断する場合があります。

実習開始日前又は実習期間中にご自身の新型コロナウイルス陽性が確定した場合

陽性確定から5日間かつ症状軽快後1日経過するまで実習には参加できません。

同居している家族又は受入所属職員に風邪症状が生じている場合

当該状況が確認される間はマスクの着用をお願いします。